

公共施設等総合管理計画を推進するため実施計画を策定しました 真岡市公共施設再配置計画

真岡市公共施設等総合管理計画
施設類型ごとに今後40年間の基本方針等を示す

基本計画

建築物系		インフラ系	
学校施設	スポーツ施設	道路	橋りょう
社会文化施設	児童施設	水道	下水道
福祉施設	福祉施設		
広域対応施設	行政施設		
集会施設	公営住宅		
消防施設	観光施設		
インフラ施設			

建築物系のみ
真岡市公共施設再配置計画
各施設ごとに今後10年間の維持管理方針等を示す

実施計画

学校施設	小・中学校、給食センター
スポーツ施設	総合体育館、スポーツ交流館等
社会文化施設	図書館、市民会館、公民館等
児童施設	保育所、子育て支援センター等
福祉施設	総合福祉保健センター等
広域対応施設	根本山自然観察センター等
行政施設	市庁舎、広域行政センター等
集会施設	二宮尊徳物産館、あぐりっ娘等
公営住宅	市営住宅
消防施設	消防会館等
観光施設	木綿会館、チャットパレス等
インフラ施設	浄水場、水処理センター等

今後10年間の目標や各施設の維持管理方針を示す

真岡市では、建築物系公共施設を対象として、今後10年間の維持管理方針を示す「真岡市公共施設再配置計画」を平成30年3月に策定しました。

この計画は、平成29年3月に策定した「真岡市公共施設等総合管理計画」を推進するための実施計画（個別計画）として位置付けられます。

主な内容は、各施設における今後10年間の

維持管理方針を示したもので、計画の推進により、安全・安心で質の高い公共サービスを提供することを目指す。

数値目標については、公共施設等総合管理計画に合わせて床面積縮減を指標としたほか、将来更新等費用の縮減目標を新たに設定しています。（下表参照）

公共施設再配置計画の数値目標（10年間）

指標	平成29年度 (2017年度現在)	平成38年度末(2026年度末) の数値目標	
		約28.9万㎡	約0.7万㎡縮減 (▲2.2%)
公共施設の総延床面積	約29.6万㎡		
将来更新費用 (今後10年間にかかる建替えおよび大規模修繕の費用推計)	約1,272.5億円 (10年間現状のまま維持管理した場合)	約1,143.5億円 (10年間再配置計画を実行した場合)	約129.0億円縮減 (▲10.1%)

※計画の詳細や市民アンケートの結果、市民会議議事録等は、市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】企画課管財係 ☎83・8103 FAX 83・5896

総合運動公園

テニスコートがオープン

4月28日(土) 総合運動公園に砂入り人工芝コート10面と、壁打ちコート2面が完成し、完成記念式典が行われました。

当日は式典の後、完成を記念し、「真岡市いちごカップ中学生ソフトテニス大会」が開催されました。



テニスコートの利用については、総合運動公園クラブハウスへお問い合わせください。

【問い合わせ】総合運動公園クラブハウス ☎82・7771

「マチイロ」始めました

市では、5月2日から行政情報の受け取りや全国の広報紙を読むことができるスマートフォンアプリ「マチイロ」を導入しました。市からの情報を見逃したくない方、スマートフォンで広報紙を読みたいという方は、ぜひダウンロードしてお使いください。

ダウンロードはこちら



Android、iOS 共通 QRコード

【利用上の注意】

お住まいの地域を「栃木県真岡市」に設定してください。登録・利用は無料ですが、データ通信料がかかります。

【問い合わせ】秘書課広報広聴係 ☎83・8100 FAX 83・5896

マイナンバーカードの申請・交付特別窓口を開設

毎月第2日曜日に、マイナンバーカードの申請と交付手続きができる特別窓口を開設いたします。平日に窓口に来るのが難しい方など、この機会にマイナンバーカードの申請と交付手続きをご利用ください。

【開設期間】

平成30年6月から平成31年3月の毎月第2日曜日

【予約可能時間】

午前9時から正午、午後1時から午後5時

【開設場所】

市役所市民課

【内容】

- ①マイナンバーカードのオンライン申請（無料写真撮影） 所要時間5分
 - ②マイナンバーカードの交付手続き 所要時間10分
- ※②は市役所からカードの交付案内のハガキが届いた方が対象です。

【予約方法】

必ず事前に市民課へ電話で予約してください。
※マイナンバーカード以外の手続きはできませんのでご注意ください。



【問い合わせ】市民課窓口係 ☎83・8117 FAX 83・8514

環境課からお知らせ

6月は不法投棄等防止 重点監視月間です

不法投棄をしない！許さない！させない！

6月は、廃棄物等の不法投棄および野外焼却等を防止するため、監視活動（パトロール）を強化します。

一人一人がマナーを守り、清潔で美しいまちにしましょう。

野外焼却は 禁止されています

家庭から出るごみは分別し、「資源①・②」や「もえるごみ」、「その他（もえないごみ）」の粗大ごみの収集日に出しましょう。

住みよい生活環境づくりのため、皆さま一人一人の自覚と実践をお願いします。

ごみ等の野外焼却による煙や臭いで、周辺の方に迷惑を掛けないようお願いします。



【問い合わせ】環境課清掃係 ☎83・8126 FAX 83・5896